## 平成29年度第2回林野庁入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所				平成29年9月19日(火曜日)林野庁入札室				
委員				前原一彦(公認会近田直裕(公認会		5 #	麦 生(弁護士)	
審議対象期間				平成29年4月1日~	平成29年6月30日			
審議対象案件				130件	-	うち、	1者応札案件 22年	<b>4</b>
ш их.	7.3%							益社団法人等の案件 - 件
				6件	-	うち、	1者応札案件 1	<b>4</b>
抽出案件				(抽出率 5%)			(抽出率 5%)	AL-1
								益社団法人等の案件 - 件
				一 件	:	う <u>た</u>	(抽出率 - %) 1者応札案件 - 件	-
		一般競争		IT	•	,,,		- 益社団法人等の案件 - 件
				— 件		うち、	1者応札案件 - 件	
		指名競争	公募型指名競争					益社団法人等の案件 - 件
	一声		<b>工事</b>	一 件		うち、	1者応札案件 - 件	
	工事		工事希望型競争				契約の相手方が公	益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	一 件	-	うち、	1者応札案件 - 件	‡
								益社団法人等の案件 - 件
		随意契約		一 件		うち、	1者応札案件 - 件	
				14.		=+		益社団法人等の案件 - 件 -
		一般	競争	一 件	7	りり、	1者応札案件 - 件	- 益社団法人等の案件 - 件
				— 件	3	うち	1者応札案件 - 件	
		ль.	公募型競争	IT	•	,,,		- 益社団法人等の案件 - 件
		意契		- 件	3	うち、	1者応札案件 - 件	
			簡易公募型競争					益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	a,	うち、	1者応札案件 - 件	=
抽出	業務		ての他の拍右競手				契約の相手方が公	益社団法人等の案件 - 件
出案件内訳			ン 公募型プロポーザル	一 件	۽	うち、	1者応札案件 - 件	
			13/12 min 37/					益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型プロポーザル	一 件	5	うち、	1者応札案件 一件	
				— 件		5 <i>+</i>	契約の相手方か公 1者応札案件 - 件	益社団法人等の案件 - 件 -
			標準型プロポーザル	— <del>IT</del>	•	ノつ、		- 益社団法人等の案件 - 件
				— 件	-	うち、	1者応札案件 - 件	
			その他の随意契約					益社団法人等の案件 - 件
		一般競争		60件		うち、	1者応札案件 22년	
								益社団法人等の案件 - 件
		指名競争		一 件	۽	うち、	1者応札案件 - 件	=
	物品・							益社団法人等の案件 - 件
	役務等	随意	契約(企画競争・公募)	70件	5	うち、	1者応札案件 - 件	
				— 件		<u>:</u> +		益社団法人等の案件 - 件 -
		随意	契約(その他)	— 1 <del>+</del>	•	ノウ、	1者応札案件 - 件	- 益社団法人等の案件 - 件
	(特記事項)						关前07倍于777.4	無性団体人寺の末日 日
			については、落札率が低い	契約、1者応札で落札	率の高かった契約	等を打	由出した。	
				Γ	意見·質問			回答等
				(詳細に記述すること。				(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等				.=				.=
				(別紙のとおり)				(別紙のとおり)
委員:	会による	意見(	の具申又は勧告の内容	該当なし				
[これらに対し部局長が講じた措置] 								

事務局: 林野庁林政部林政課会計経理第1班 (注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

意見・質問	回答
 抽出契約について 〔抽出番号1:平成29年度林野庁空 中写真撮影及びオルソデータ作成等業 務(C17-11第5白滝)〕	
・この業務は地区毎に入札が分かれており、それぞれ落札率が低くなっていますが、予定価格が高く設定されているということでしょうか。	ンピュータ技術が進歩しており、そ
・この業務では全体的に落札率が低い ので予定価格の積算を見直しをした方 が良いのではないでしょうか。	
・地区毎に契約相手が異なりますが、 成果物は一定の基準のものができるの でしょうか。	・撮影場所が違うだけで、その他の 仕様については全て同じですので、 同じ水準の成果物ができます。
・技術的な評価をしなくても同じ水準の成果物ができるのでしょうか	・定型的な業務内容となりますので、総合評価落札方式でなく、最低価格落札方式の一般競争入札をしております。
・契約書第11条から第16条に第3 者の検査を受けるとありますが、これ はどういうものでしょうか。	,,,,,

## [抽出番号2:平成29年度森林内に おける放射性物質実態把握調査事業〕

・事業計画書の支出の部の内訳の消耗・消耗品は現地調査でサンプル採取 品費及び雑役務費が多額となっていま のために必要な容器・器具類や放射 すが、内容を教えてください。

性物質濃度を測定する際に必要な容 器類及び研究用ガス等があり、これ らの種類が多くサンプル数も多いこ とで消耗品費が多額となっていま

雑役務費は測定機械類の測定能力 を一定に保つための検査に必要な経 費等となっています。

- 委託でしょうか。
- ・雑役務費の中の機械類の検査は外部 ・検査は外部へ発注しています。
- ・再委託費の内容について教えてくだ |・「放射性物質の挙動を予測する調 さい。
  - 査」の内、きのこ調査におけるきの この採取を「福島県林業研究センタ 一」に再委託しています。
- ・この事業は昨年も1者応札でしょう ・ 平成28年度は1者で、平成27 か。
  - 年度は2者でした。
- しょうか。
- ・この事業は特殊な分野の事業なので・森林での調査の知見があり、放射 性物質の調査と解析もできる事業者 は少ないかと考えています。

## 〔抽出番号3:平成29年度国有林GI S高解像度衛星画像作成業務〕

- ・業務内容において画像加工等は技術・衛星画像のライセンスを購入し、 力を必要とするものでしょうか。
  - その画像をデータ加工する技術が必 要になります。
- ・この業務は落札率が高くなっていま |・予定価格の積算は材料費とデータ すが、理由として考えられることはあ 加工費に分けられますが、材料費と りますでしょうか。
- して、ライセンスの購入が固定費と してあることが考えられます。デー タ加工費は国土地理院の測量業務の 積算基準等の資料に基づき積算して おります。固定費が一定率あること で、落札率が高くなっていることが

要因として考えられます。

〔抽出番号4:平成29年度森林吸収 源インベントリ情報整備事業「森林経 営」対象森林率調査 (現地調査業務) (近畿ブロック)]

- ・委託事業計画書の人件費明細書にお・契約相手方において、受託者単価 いて、技師「A」、「B」、「C」とラーを定めており、この単価は基本的に ンク分けしていますが、どのような分 は国土交通省の「平成29年度設計 け方をしているのでしょうか。
  - 業務委託等技術者単価」を基準にし ています。
- ・技師のランクによって保持している・役割によって区分されており、国 資格が異なるのでしょうか。
  - 土交通省の技術者単価の中で技師 (A)、技師 (B)、技師 (C) と 区分されています。例えば技術員で あれば上司の指導のもと業務をする こととなっており、主任技師であれ ば部下を指導するといったように業 務上の役割で区分されています。
- ・この業務は毎年度実施しているので CO2の森林吸収量の算定・報告の しょうか。
- 義務がありますので、毎年度発注し ております。
- があり得るということでしょうか。
- ・毎年度異なる事業者と契約すること・競争入札をしていますので、その 可能性はありますが、今年度を含め、 過去3年は同じ事業者が落札してい ます。
- り、これは落札した事業者の入札価格 約の事業地の中心に近く、その地域 が低いことが原因ですが、入札結果全や環境に詳しい調査員を有している 体を踏まえどのように考えているので ことや調査地へアクセスしやすいこ しょうか。
- ・今回の入札は落札率が低くなってお・落札した事業者の本拠地がこの契 とで、人件費や旅費のコストが削減 され、入札価格を低く抑えられたと 考えています。

## 〔抽出番号5:平成29年度森林害虫駆 除事業〕

- ・契約相手方の県は事業を再委託する |・地域の森林組合等に再委託するこ ことになるのでしょうか。
- とになります。

- 町村によって再委託の単価が異なってによって単価が異なる場合がありま いるのは、事情があるのでしょうか。
- ・県は各市町村の業務を同じ業者に再一・伐倒については事業地の市町村の 委託するのではなく、地元の業者に再森林組合が多く、薬剤の散布につい 委託をしているのでしょうか。
- ・マツノマダラカミキリというのは外 ・マツノマダラカミキリは在来種で 来種なのでしょうか。
- ・県も単独で事業を実施しているので・実施しています。 しょうか。
- 行っているということでしょうか。

- ・契約金額を超えない範囲で行うこと・事業を行った分のみ払うこととな となりますが、事業に要した金額が低りますので、不用額が出ることはあ ければ、その分だけ支払うことになるります。 のでしょうか。
- て記載がありますが、再委託承認申請 査し、再委託契約書の写しについて 書を林野庁に提出し承認を得ることと も林野庁へ提出することとなってお なっていますので、再委託先についてりますので把握しています。 は把握されているのでしょうか。
- ・県としては委託事業を受けざるを得・大臣命令により行っていただくこ

- 事業計画書の防除計画において、市 ・作業地の傾斜や作業の困難度など す。
  - ては業者が限られてくるかと考えて います。
  - あり、マツが枯れることはありませ んが、マツノザイセンチュウは北米 原産の外来種といわれており、この 線虫が松枯れをもたらします。
- ・それに上乗せする形で国でも事業を |・以前は国が補助事業等を行ってい ましたが、平成17年の三位一体の 改革でマツ等の被害対策予算の大部 分は地方交付税措置として地方公共 団体に財源とも移譲されておりま す。これにより被害対策については 基本的に地方公共団体が実施します が、被害の先端地域については引き 続き国が補助することとなってお り、また、県単独では対応が困難と なった場合は大臣命令により国が委 託事業を行っています。
- ・委託契約書の第5条に再委託につい ・承認申請を提出いただき内容を審

ない状況なのでしょうか。	となります。
〔抽出番号6:新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち地域材の安定供給対策のうち需給情報共有化対策事業〕	
・事業計画書の支出の部の直接経費に 謝金とありますが、何のためのもので しょうか。	
・企画書選定報告書に特記事項が記載 されていますが、企画書を提出した事 業者にフィードバックされるのでしょ うか。	おり、フィードバックはしておりま
・選定委員会で契約相手方を決めた理由は何なのでしょうか。	・この事業は平成28年度から行っており、平成28年度も同じ事業者と契約しています。事業実績があることからノウハウがあり事業を円滑に行っていただけるということ、及び業界団体における情報収集等についても円滑に行うことができるということがあります。 また、企画提案書の内容にこの事業を更に充実させるための提案もあった為です。
<b>その他</b> ・委員会としての意見はなし。	